平成２３年（フ）第６１５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目32番24号　サンガーデン慈眼寺Ｂ―201号
債務者　鬼塚脇和美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目16番29号　コーポ大鴨202号
債務者　新屋　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
鹿児島県姶良市西餅田70番地３　アップルハイツ102号
債務者　橋西かおり
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次706番地９　ＨＩＧＡマンション203
債務者　外間　和美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０９号
宮城県角田市岡字駅前南29番地２
債務者　冨永　広子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１７８号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字西新川17番地
債務者　新田　　恵（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字鎌巻501番地
債務者　遠藤　秀一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
山梨県甲斐市團子新居1486番地
債務者　芹澤　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
山梨県中央市井之口597番地　ジュネスキングジン101号
債務者　山岸　克也（旧姓小田切）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
長野市若里６丁目４番１―201号
債務者　鳥井裕二こと　鳥井　祐二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
長野市篠ノ井塩崎6606番地　庄ノ宮団地181
債務者　長澤　亮治
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
長野県諏訪市大字中洲2873番地１　ビラ中洲102号
債務者　中村　恒雄
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第４２８号
兵庫県伊丹市中野北３丁目８番24―101号
債務者　橋本　久枝
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３４号
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台３丁目３番地75
債務者　苗代美世子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４４２号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目18番６―305号
債務者　岡邉　英郎
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４５０号
兵庫県川西市美園町16番12―202号
債務者　中岡　孝雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９１８号
兵庫県尼崎市汐町15番地　光荘１Ｆ105号
債務者　内藤　宣博
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２１号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目２番35号　萩原文化
債務者　久原　哲雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係